

令和7年7月28日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の2第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社きらぼし銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
椎名町支店	東京都豊島区長崎 2-12-13	東京都練馬区栄町 6-5	2024 年 11 月 18 日
新橋法人営業部	東京都港区新橋 3-1-11 長友ラウンジビル 8 階	東京都中央区日本橋 3-5-14	2025 年 3 月 24 日
立川支店	東京都立川市柴崎町 3-9-21	東京都立川市曙町 2-7-16 鈴春ビル 2 階	2025 年 7 月 7 日
昭島支店	東京都立川市柴崎町 3-9-21	東京都立川市曙町 2-7-16 鈴春ビル 2 階	2025 年 7 月 7 日

（2）変更の理由

店舗移転のため